

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

C-

第1 設問 1 に ついて

1. Cは知事取消訴訟(行政事件訴訟法1条2項, 以下「行政訴訟法」という)を提起しているところ、その原告適格として「法律上の利益を有する者」(行政訴訟法9条1項)であることが必要である。

5 2. 「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護される利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者という。当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的利益に吸収解消させるに与え、
10 かつ、その帰属する個人の個別的利益としても保護されるものとする趣旨を有する場合に、原告利益を法律上保護される利益に含まれる。本件におけるCは、本件処分の相手方以外の者であるから、9条2項に該当しないと判断する。

3. 本件では、本件処分により、本件土地が適法にBに占有されることになり、これにより、濁流が市街地に流入する危険が生じる
15 ~~おそれがある~~ところ、Cはこれによる生命、身体への危険が生じることをおそれている。そこで、~~本件処分~~ 原告の危険を防止するに必要と認められる、生命、身体への利益が、法律上保護される利益に属することを主張して、原告適格を有するを主張するに足りる。

4(1) 本件処分の根拠規定は治水法であるが、同条には水害の危険に
20 にかかわる規定はない。もっとも、同条の知事要件について規定した河川法施行規則12条2項をみると、各号において、当該土地の面積や形状、その行われる事業等を把握するよう詳細な情報が記載された資料の提出が要求されている。同規則の趣旨、目的は河川法と共通であると認められるところ、治水法及び治水法は、災害の発生防止
25 ~~と~~、治水の正常な維持が目的とされており、これが達成されるよう利用がなされる旨が規定されている。そうすると、規則12条2項は、このように治水の正常な維持及び災害の発生防止に適切に利用が可能なものを

定義がしっかり記述
している Good

Cの主張する利益が
適切に争われている

本件書類を
定めているに過ぎ
ません。

1 ページ

裏面へ

を判断するため、上記のようは詳細な資料を要求していると考えられる。

さらに、法24条については、通達の新規「河川敷地占用許可準則」が示されている。その第8条1項では「洪水又は利水上の支障」の防止を規定

行政規則であること
と触れており
よく検討されている
と思います。

5 しており、2項ではその判断要素として、流水の流速、や洪水時の流出等
詳細な事項を考慮すべきことが挙げられている。また、これは、流水の
異常等の水害による近隣住民の身体・生命等への被害を防止しようとし
るものとして解釈すべきである。むしろ、このような準則は行政規則に可
10 行ないから、これを直ちに「府庁法令」(9条2項)とみなすことはできない。

10 しかし、同準則は公に知られれば差障りがあるため、国民の信頼保
護の必要性が生じることから、原則として、行政官の裁量はこの限りに
付束されることとなる。そうすると、法24条に基づくその裁量の行使
が近隣住民を保護する趣旨を含む準則に付束されていると考えることが
でき、同条の準則と合わせて、近隣住民の生命・身体を保護する趣旨
15 を有すると考えられる。

以上より、法24条は、近隣住民の生命・身体への利益を一般的公益として保
護しようとしている。

(2) 身体・生命の利益は、公の利益のなかに属する重要な利益であり、
20 二か被害されると重要な被害となる。また、本府施設は移動可能な
可能に固定化されていることから、反復継続して被害が生じるとい
(被害は、本府施設に) 被害の程度は大きいといえる。近づくほど深刻になる。

さらに、利益の性質
内容が触れており
好印象です。

よって、個別的利益としても保護しようとしているといえる。

(3) 法24条は、^{水管により}生命・身体に重大な危険が生じる範囲の住
民を保護しようとしていること、これは本府2地から30m以内と定め
25 ておいて、深刻な被害が生じる範囲を保護範囲に含める。

4、以上より、これは^(主張に)法24条上保護される利益を必然的に侵害
されるおそれのある者に及ぼすと主張するべきである。

~~第2 設問2について~~

~~1. 本府施設の限られた範囲にのみ被害が生ずる~~

~~1. 本府施設~~

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

設問2の回答がなかったため、点数は半分で
評価せざるを得ませんが、内容は良く出来ています。

時間配分の問題だったとすれば、答練を
くり返すようにしましょう。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

B⁺

設問1

1. 又別の市営2人ではない同近住民(は「法律上の利益を有する者」)(行政事件訴訟法(以下「行訴法」)9条1項)として本件及び取消訴訟の原告適格が認められる。

5 (1) フラジ「法律上の利益を有する者」とは又別に「法律上の権利若しくは法律上保護される利益が侵害され又は侵奪されるおそれのある者」という。

10 是れ2. 当該又別の定める行政法規が不特定多数の利益に吸収せず、個々の具体的利益として保護することを旨としていると考える場合には当該利益も法律上保護される利益に属する。

2. 本件で(は)本件施設の設置によつて洪水時に溜溢が市街地に流入すること同近住民の生命、身体が侵害されると主張している。

15 (1) 河川法24条では河川区域内の土地占有につき河川管理者の許可を受けなければならない。河川敷土地占有許可準則により許可基準を定める。準則第8の1項では、占有許可基準として「洪水又は利水上の支障を生じないもの」としている。それと同項を考へた上、洪水上の支障の判断基準を定めよう。1号では河川の洪水を流下せざる能く低下せしめること、5号では洪水時の流出などにより河川を損傷するものがあることとしている。

20 是れ2. 河川法第1条により目的として公共の安全の保持が掲げられていることから、河川法24条の占有許可は洪水による同近住民の生命、身体への侵害防止という趣旨も含んでいると認められる。

(2) 是れ2. 洪水による生命、身体への侵害は事後に

定義が正確です。
但し、行訴法9条1項に接触しましょう。

行政規則は法令に附随するためには中フンフン必要とされます。
まず、河川法1.2から、24の趣旨目的を窺った方がよいでしょう。

回復できない重なる権利の侵害である。また、その被害は
河川付近とあるのは増えることのみ、又は公益として
周辺住民の生命・身体を保護しにもたはらずに個別具
体的な権利として保護したものであると解される。

利益の性質・内容が
まろり触れられて
います。

5 (3) そして、本件土地から約30mの距離に住する
Cは、洪水による被害を受ける地位にあり、
Cの生命・身体は個別具体的な権利として法律上保
護されているといえる。

10 3. しに於て、Cは「法律上の利益を有する者」に於て、
原告適格を有する。

設問2

1. 本件処分は裁量が認められるかについて

15 (1) 本件処分は裁量処分であった場合には、その裁量権の
行使について逸脱濫用があった場合にのみ許すこと
が認められる（行政裁量30条）。

(2) では、本件処分は裁量が認められるか。裁量が認め
られるかは、規定の文言、処分の内容・性質等から
判断すべきである。

20 2. 本件では、許可処分により被処分者は土地の占有する
権利が与えられるという給付行為の性質を有するから、
め度程度行政庁は裁量を認めると国民の権利義務
に与える不利益は小さいといえる。

まろりと検討で
ていますが、行政法
では、手続的要素
からの出発点に
心掛けよう。

3. また、許可基準則第8条に定められた許可基準は
25 河川の形状等の特性を十分に踏まえ、治水上の
支障が生じないか判断するとしており、この判断に
は河川管理者による専門的技術的知識が求め
られる。よって河川管理者の裁量を尊重すること
が望ましい。

30 4. しに於て、本件処分をする行政庁は河川

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

管理者の裁量が認められる。

2. 違法性について

2は、本件処分は裁量権の逸脱濫用があるとして違法である。

(1) この点、まず、Bは本件施設について建築基準法6条1項の建築確認を受け、確認済証を許可申請書に添付している。これは河川法施行規則12条2項5号に違反している。

ア、まず、本件施設は水底に完全に固定されているから土地建物といえ、一般の建築物と同等の建築物である以上、基礎及び柱に類する構造をもつ工作物として「建築物」(建築基準法第2条1号)に属する。

よってBは建築確認済証を添付していないことは施行規則12条2項5号に違反する。

(2) 2は、申請要件を満たさない申請に対して許可処分をしたことは社会通念上妥当性を欠くとして裁量の逸脱濫用が認められる。

ア、この点、建築確認は、建築しようとする建築物が安全基準を満たすことを確認する国民の安全のために重要な手続であり、それを経ないことは重大な瑕疵である。

イ、そして河川法1条2項の安全の保持が目的である以上、河川法24条の許可処分をするにあたって当該瑕疵を考慮することは許可処分を行ったことは社会通念上妥当性を欠くとして認められる。

(3) したがって裁量権の逸脱濫用が認められる。

定着物性と、構造について、すっきりと良くおぼえられています。

3 ページ
裏面へ

該又ipは違致とある。

以上

非常に良く出来ています。

実体法部分は、おそらく時間不足だと思われる
ます。本件では、準則違反の方がより重要な
主張と考えられるので、途中で時間が足りない
と思った場合には書く順序を入れ替える等しま
しょう。

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

A

第1. 設問1 本件施設の新増に於、生命・身体に危険が及ぶという。

1 Cは本件訴訟において原告適格が認められるため、次の主張をするべきである。(河川の増水時に)

2 本件訴訟は取消訴訟(行政事件訴訟法(以下「行訴法」

5 とい)3条2項)である。そして、取消訴訟の原告適格は当該処分によって自己の権利又は法律上保護される利益

を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある場合

10 において認められる。法律上保護される利益とは、

当該処分を定める行政法規が、不特定の多数の具体的

利益を専ら一般公益の中に吸収解消させることを

めず、これが帰属する個人個人の個別的利益として

保護する趣旨を含有し解消する場合において認めら

る。そして、その判断は行訴法9条2項により行う。

15 (2) 本件で、Cは本件処分の知照人ではないから、上述した

法律上保護される利益を有するが問題になる。

3 (1) 本件処分は法24条に基づいてなされているため、

その「趣旨及び目的」(行訴法9条2項)について見る。

法24条は土地の占有の許可について定めている。

20 として、法1条の定める目的は、「河川について、洪水

水」による「災害の発生を防止」が含まれている。

また、「関係法令」である河川法施行規則

12条2項第1号は、幅尺5百石の一の位置図に於、

周囲の状況を勘案し許可に際して確認している。

また、前述の如く、河川敷地の占用許可につ

ては法24条の裁量基準であるから、

25 これを法24条の新設にあることが認められる。

そして、同8条2項3号は、堤防付近の流水の流速

行訴法91の「法律上の利益」に於ける定義として記述しよう。

根拠条文からスタートしており良いです。

丁寧な検討に加え、結論へのつながりがワザカルに示されており読み易いです。

1 ページ

裏面へ

が著しく速くなる状況を消極事件とい。同4号は地質的に弱い場所に設置することを消極事件とし、また同5号は洪水時に河川を損傷させないことを消極事件としている。これらの規定から、
5 法は、河川の周辺住民の生命・身体性を保護しているといえる。災害等から

(2) 本件、これを個別的利益としているが、

生命・身体はかけがえのない貴重は「利益」であり、とり返しのが高い「性質」を有する。
10 矢ねれると

また、河川に近いほど洪水時にそれが侵害されるおそれがあるという「性質」をもつ。

このように「利益の内容及び性質」をふまえて、個別的に保護する趣旨を含むといえる。

15 2(3) 本件、Cは個別的利益を有するが、直接的な重大な影響を受ける場合に個別的利益が認められる。

Cは、本件土地から約30m離れた敷地に居住しているが、河川の増水時に本件施設が護岸、堤防等に激突して損傷を受けることになり、濁流によりおこされる危険を直接的に受けている。また、その影響は重大である。

4 以上から、Cに原告適格が認められる。

第2. 設問2.

25 1. 法24条に裁量が認められるが、

法24条は許可の要件についてほとんど何も定めていない。また、河川区域に占有を認めることが安全を損なうが否かには専門技術的な判断が必要である。

30 以上から、法24条に要件裁量が認められる。

3 侵害の洪水による~~損失~~は、~~損失~~は大工にもおそれがある。これは、なお良好な状態です。

根拠条文から~~出~~裁量の有無の検討をスタートしている点、適当な分量での記述、とくに良いです。

乙ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法			

評価(ABCD)

裁量権の逸脱につ
いて、少し基準を
たてており Good

2 (1) 否、本件処分は違法か。

(2) 裁量権の逸脱・濫用(行政法30条)は、
判断の基礎となる重要な事実を誤認が、
またはその評価が著しく合理性を欠き、あるいは
5 新態あるべき事項を考慮しなかったことにより、
社会通念上著しく妥当性を欠く場合に
認められる。

(3) ア. 河川法施行規則12条2項5号は、
他の行政庁の許可、認可等があること
10 にはその事項を添付すべきことを定めて
いる。本件についてこれを以て、本件施
設の建築確認(建築基準法6条1項B)
が必要である。

イ 同法2条14号は、「建築物」を土地に
15 定着する工作物で、屋根、柱、壁等を
有し、これに類する構造のものであると規定
している。

本件施設は船上で飲酒ができるため、
20 屋根、柱、壁等を有しているとみられる。
また、10本の杭により水底に完全に固定
されており、桟橋とも強固に接続さ
れて移動させることは不可能であり、「土地
に定着」しているといえる。

よって、本件施設は「建築物」であり、
25 同法6条の建築確認を受ける必要が
ある。

ウ 以上より、河川法施行規則12条第2項

3 ページ

裏面へ

5号には建築確認に図面の範囲が必ずであった。
にもかかわらず、これを添付していなかったの申請を
許可したことは、重大な事実の誤認である。

5 (4) 三河川敷地と利用許可~~裁量~~準則は法24条
の裁量基準である。また、特段の事情のない
場にもかかわらずこれに反することは平等原則
に反する。

10 同準則8条2項5号は、洪水時の流れなど
により三河川を損傷させるおそれがあること
を消極要件としている。しかし、本件施設は三河
川の増水時には、濁流等により押し流され、
流れよめた本件施設が護岸、堤防、三河川
に激突を繰り返し、これを損傷させるおそれ
がある。これは同準則8条2項5号の消極

15 要件に抵触する事実であるから、考慮すべきである。

しかし、Aは上の事実は考慮せざるの
申請を許可したから、考慮不足である。

3 以上から、Aには裁量権の逸脱、濫用があり、
本件処分は違法である。

20 以上

非常に良く出来ています。

25 司法統制の調子で頑張ってください。

→上記で平等原則
違反となると~~違法~~
記述しているので
結論も合わせよう。